

平成 22 年 第 4 回定例会 （第 2 日 11 月 26 日）

〔質疑〕 沖本

議長のご指名をいただきましたので、市政クラブを代表して、今定例会に提案されております諸議案について、総括質疑を行ってまいります。

既に前任者よりるる質疑がされ、また市長並びに理事者の方からも答弁をいただいておりますので、重複する部分は割愛して行ってまいりたいと存じます。

それでは、議案第 74 号、平成 22 年度座間市一般会計補正予算（第 4 号）についてお伺いします。

初めに、歳入。民生費国庫負担金の社会福祉費負担金、障害者介護給付等負担金 5,049 万 8,000 円については、ショートステイ事業利用者の 244 人増、あるいは身体障害者小規模通所授産施設アネックスが就労継続支援 B 型施設への移行に関連した利用者増による増額補正であるとさきの説明で明らかにされておりますが、なぜこれほどの利用者増となったのか、その主たる要因は何なのかをまずお伺いします。また、利用者増はそもそも予測できないものだったのか伺っておきます。

次に、民生費国庫負担金の生活保護費負担金、先ほど質疑がされ、答弁もされておりますけれども、改めて細かいところでございますけれども、受給者増に関してですけれども、申請の内訳、例えば離職、疾病などについて明らかにしていただきたいと存じます。また、年齢層の構成、そういったものはどうなっているのか伺っておきます。

さらに、市内に存在するという N P O 3 団体における生活保護費受給者の実態（人数など）、申請の内訳、先ほどの述べたような離職、疾病など、あるいはこの年齢層についても伺っておきます。

それから、先日の勉強会の中でも質問がなされましたが、受給者増の内訳として、もともと市内に在住されていた方の受給者がふえているのか、あるいは他市から転入され、すぐに受給申請をされている方がふえているのか、こういうことも把握しておくべきではないのかと我々は考えますが、当局としての考えを改めて伺っておきます。勉強会の中では、そのような内訳は把握されていないとの回答でしたが、今後把握していく考えがあるのかどうか伺っておくものであります。

また、先ほど質疑があったと思うのですが、近隣市においてももちろん受給増が考えられます。この近隣市の状況について、把握されている範囲で結構なので、その状況をお示しいただきたいと存じます。

次に、歳出の総務費、財産管理費、庁用自動車管理事業費及び防犯対策費、安全安心まちづくり事業費について伺います。いずれの事業につきましても、CO2 削減、EV 促進といった観点で、日産自動車のリーフ 3 台をリースにて導入をされるということは大いに評価をするものであります。評価します。これに付随してお伺いするものですが、これら 3 台の充電設備はどうされるのか、また、これは一般の方を対象ともしますけれども、今後公共施設や商業施設へのインフラ整備拡充・促進について、当局はどのような考えを持っ

ておられるのか伺っておきます。

さらに、新たな安全安心パトロール車としての導入については、従来どおり要請があれば、市民団体等への貸し出しをされると伺っておりますが、こうしたことはE V車両の特性である静かな走行音であるということを広く市民の方に周知していただくことは、今後の安全面からしても評価をすべきだと考えております。この貸し出しにおける対象団体、あるいは申請理由、そうしたことの現行の貸し出し条件から変えようとされているのか、拡充されようと考えているのかを伺っておきます。

次に、民生費、児童館費、児童館施設整備事業費については、割愛をさせていただきます。

それから次に、議案第 78 号、平成 22 年度座間市水道事業会計補正予算（第 1 号）ですが、これも前任者が質疑されておりますが、我々としてはここで一つお聞きしておきたいのですけれども、確かに先ほど述べられたように、一連の業務委託というのは、それぞれ 2,000 万円の効果やその他の効果があるというふうにお伺いしましたけれども、ではそれ以前の問題として、どういう問題、課題があったからこの業務委託に移行したか、その理由。それを一連の業務委託にすることに解消されたとは思いますが、その認識ですね、問題、課題の認識はどういうことだったのか、それをご説明いただければと思います。

次に、議案第 80 号、座間市行政組織条例の一部を改正する条例についてであります。これも前任者の方からる質疑があり、答弁もされておりますが、先ほどの市長の答弁の中でもあったのですけれども、我々としても組織の改正というのはやはり横断的な連携というのが非常に重要になるであろうというふうに考えております。先ほどの答弁では特定政策推進室、この役割というのがこれをつかさどるといふか、中心となってやるというふうには感じ取れたのですけれども、では具体的にどういう方法で、まだ検討段階だとは思われますけれども、この特定政策推進室の役割、横断的な連携というものをどういうふうに図っていくのか、その方策ですね、そこが決まっていれば、具体的とはまだ申しませんけれども、中心的な役割をどうやっていくのかということをお伺いしておきたいと思えます。

あと、スポーツの関係につきましては、答弁をもういただいておりますので、ここで私たちの方は割愛をさせていただき、1 回目の質疑にしたいと思います。（拍手）

〔答弁〕 遠藤市長

沖本議員のご質疑にお答えしたいというふうに思います。

横断的にどのように連携をとっていくのかということについて、私の考え方ということですが、とかく役所の組織というのは縦割りだということを言われます。縦割りの弊害という言葉も、これももう日常茶飯事、固定観念のごとく言われるわけですね。これは役所にかかわらず、企業においても、またほかの組織においても当然役割分担をする以上は、組織というものは縦に割っていかなければいけない、これはもういたし方がない

ことでございます。今回も、例えば、実は部を九つに分けた中で、ご存じのとおり保健福祉部を二つに分けてということをしていただいたのですけれども、これも大変大きな悩みがあり、また決断をしたわけです。分けることよっての弊害ということも当然あるかと思ひますし、かといって現在のように保健福祉部、ますます増大をしてくる民生・扶助の關係の仕事というものを一括して扱うというところを、一つの部でもって束ねていくというものが、果たしてこれは過重なのではないかという議論も当然庁内の中ではあったわけでございます。そうした中で、ここであえて分けさせていただくということからすると、当然その懸念があるわけですね。横断的にどうやって連携をとるのかと。これはそれ以外の施策についても、当然のことながら部が分かれることよって、また部の中の課が分かれることよって、これはおまえの仕事だよ、これはおれの仕事だよということでのそご、不協和音というものが出る可能性というものは否定ができないというふうに思ひます。

先ほどもお話し申し上げましたように、今回のこの組織の編成の基本は、庁内の職員の意見というものを吸い上げさせていただき、個別に現場でもって抱えている課題、意識、それから改善に向けての提案、こういったものを網羅をさせていただき、一方においては今後10年間を思考した総合計画を推進をしていくということからして、総合計画における、私どもが今回お示した将来目標、九つの大きな政策、これを一つ一つの部に振り分ける。さらにその下に落とし込んだ施策について、1施策1課ということで、これをきちんと当て込んでいくと、こういうような結びつけをさせていただいて、小さな歯車、大きな歯車をがっちりと決めさせていただいて、これを効率よく稼働するような形をつくったわけなのです。

ただ、沖本議員も当然技術屋さんですからよくおわかりいただけると思うのですが、きっちりと歯車がかみ合ってしまうと今度は遊びがなくなるのですね。遊びがなくなると、今度はその一つの目標に向かって動いていくときはいいのですけれども、今度は全く融通がきかなくなる。そこには一定の遊びを持たさなければいけない。

あとは一番大きな課題、また市民の皆さんもそうですし、だれもが感ずる横ぐしをどうするのかという部分についての連携を図っていくために、現在、総合計画の策定において想定した施策については、当然ここでも役割分担をきっちり決めてやっていくわけですから、これについてのコンセンサスはとれている。ではこれからこれだけ目まぐるしく変わってくる時代、それから今後のニーズというものを考えた中で、新たな大きな政策的な課題が出てきたとか、そういうときが一番縦割りの弊害が出る場面になるわけですね。やはり自分の、今回のこの組織が人間の内臓に例えるのであれば、そこの中できっちりと胃袋で消化する、小腸で消化をする、大腸で吸収をする。どこで役割分担をしてやっていくのかということ、きちんとそしゃくをして、それを栄養として吸い取れるように、これをやはりやる部分が必要ではないか。これを特定政策推進室として横断的にいろいろなセクションの協力が必要である課題ですとか、またどのように解決していったらいいのかとい

うことについて十分なる検討を要するような課題があれば、ここで一たん受けとめをした中で整理をし、それをここまできっちり組み上げた組織の中に落とし込んでいく。それはもう組織の中でお互いに納得ができながら仕事を遂行していけるような体制ということで、これを置かせていただいたということでございます。

ということで、どうしても、当然現行組織においても8部の体制、1室、これでの横ぐしの部分でやはりそごがあったりする部分もあるわけですね。これについては少なくとも今回の取り組みの中で、それを意識して横糸をここの中に入れてさせていただいたというふうな私はイメージ、そしてそういう意図でもって特定政策推進室というものを置かせていただいたところであるわけでございます。

以上でございます。

〔答弁〕 和田都市部長

リースの3台の充電設備の関係でご質問いただきました。

今回、管財課で2台、安全対策課で1台の電気自動車をリースでご提案させていただいておりますが、公用車の管理を総括いたしております総務部、私の方でまとめて答弁させていただきたいと思っております。

この3台につきましては、低炭素社会に向けた取り組みとして、市としても広くPRしてまいることを目的といたしております、電気自動車を機能的に稼働させるため、それぞれに3台分、200ボルトの充電設備を今年度の中で設置することで考えております。

〔答弁〕 黒澤市民部長

私どもの方に防犯パトロールの貸し出しの関係でご質問いただきました。

防犯パトロール車の派遣に関する要綱に基づきまして、対象団体、派遣目的等を定めておりますが、基本的には当該要綱に基づいて実施していくこととなります。そうした中で、安全安心パトロール車が増車になることに伴いまして、より効率的な運用を図るべく要綱の見直しも検討してまいりたいと考えております。

また、導入予定の安全安心パトロール車が電気自動車であり、環境、エコカーとしての性質に着目した有効活用も必要かと考えますので、庁内外における活用方法を含め、今後検討してまいりたいと存じます。

以上です。

〔答弁〕 峰尾環境経済部長

私の方からは、EV用の充電器の関係について答弁させていただきます。

現在、公共施設に設置してありますEV用急速充電器については、ご存じのとおり市役所庁舎の1カ所となっております。今後市役所以外の公共施設への設置につきましては、EVの普及状況や自動車販売会社等の民間企業の設置状況などをよく把握しながら、考え

てまいります。

また、商業施設へのインフラ整備促進につきましては、現在、市内に2カ所、ガソリンスタンドとそれから家電量販店に急速充電器が設置してあるのを把握しておりますけれども、今後につきましては、県知事を会長として電気自動車の普及を目的として設置しております、かながわ電気自動車普及推進協議会等の動向を踏まえながら、普及促進に取り組んでまいります。

以上でございます。

〔答弁〕柴田保健福祉部長

私の方には民生費国庫負担金の社会福祉費負担金、障害者介護給付費等負担金、この利用者増による増額につきまして、なぜ人数増となったのか、また人数増の予測ができなかったのかというご質問をいただきました。

自立支援法が平成18年10月に施行され4年が経過したところですが、この制度自体が定着してきたことや当事者間、当事者と事業者との情報が容易に得ることができるようになり、利用回数が増加したこと、さらには、福祉サービスを提供する事業者の数も昨年の同時期と比較しますと171事業所から15.8%増の198事業所にふえていることが実情でございます。具体的には、生活介護施設は30から38事業所に、就労継続支援B型施設は12から21事業所にふえたことにより、今まで利用ができなかった障害者の方が新たに利用ができることになったことや、利用者が市外の事業所を利用する場合もあり、当初予算時での予測は難しい状況もあります。ご理解いただきたいと存じます。

次に、生活保護費についてでございます。増加分の受給申請について、申請理由の内訳と年齢層の内訳をとということでございます。

平成22年4月1日から11月22日までの状況ですが、全体で242世帯のうち失業によるものが96世帯、39.7%、傷病によるものが60世帯、24.8%、預貯金の減少等によるものが13世帯、5.4%、他市からの移管が10世帯、4.1%、離婚などによる稼働者との離別によるものが7世帯、2.9%、葬祭扶助などが56世帯、23.1%であります。

増加した受給者の年齢層ごとの内訳ですが、平成22年4月1日から11月22日までの年齢層ごとの増加数とその占める割合として、全体で242世帯のうち多いものから、60歳代が58世帯、24%、50歳代が53世帯、21.9%、40歳代が50世帯、20.7%、30歳代が40世帯、16.5%、70歳以上が25世帯、10.3%、20歳代が14世帯、5.8%、19歳以下2世帯、0.8%となっております。

次に、受給者増加内訳として、もともと市内に在住している者がふえているのか、他市から転入してすぐに受給者申請した者がふえているのか、把握しておくべきではないか、その考え方をということでございます。また、今後把握していく考えはあるのかということでございますが、受給者はもともと市内に在住していたのか、他市からの転入なのかについては、この前もお話ししましたとおり、統計をとってございません。しかし、級地区

分などの関係から増加しているとも思われますが、生活保護受給者の傾向を分析するためには、ご指摘のとおり把握する必要があるものと思いますので、今後は分析方法等よく検討してまいりたいと考えております。

それから、NPOによる無料低額宿泊所における受給者の実態として、人数、申請の理由、年齢層についてということでございます。

無料宿泊所における座間市が実施機関である受給者の人数は、市内3カ所の合計で44人です。申請の理由としては、失業によるものが31人と圧倒的に多く、傷病によるものが8人、手持ち金の減少によるものが3人、老齢によるものが2人となっております。

年齢層についてでございますが、無料低額宿泊所の年齢層、平均56歳、最高は72歳、最年少は37歳ということになってございます。

以上でございます。

申しわけございません。近隣市も受給者がふえていることが考えられるが、わかる範囲で現状をというのが1件抜けてございました。失礼しました。

平成22年4月と8月での被保護世帯数での比較になりますが、4月に比べて8月は、座間市では108%、これに対しまして大和市は107%、海老名市が106%、綾瀬市が106%、伊勢原市で105%、相模原市で104%、厚木市が103%、秦野市が101%でございます。

申しわけございませんでした。以上でございます。

〔答弁〕山本上下水道部長

沖本議員さんより水道料金の徴収業務委託導入に至りました問題や課題、これらについてご質疑をいただきました。

水道事業体といたしましては、収納率の向上、市民サービスの充実、収益性の改善については従前より検討を重ねてまいったところでございます。さらに平成20年度と平成21年度の座間市公営企業会計決算審査意見書でこれらの事柄について検討課題とされているところでございます。

収納率のさらなる向上、事務執行体制の改革改善及び収益性の改善を促進すべく、先ほど申し上げました事柄の検討を行うとともに、先進事業体の調査研究を行ってまいりました。その結果、課題の解消に向けては、水道料金徴収に係る一連の業務をトータルで処理をする委託の導入がよいということの結論に至ったものでございます。

以上でございます。

〔質疑〕沖本

ご答弁ありがとうございます。

保健福祉部の生活保護受給者の実態というのがかなり赤裸々にわかってきたなという感じがします。こういうことを聞くのも、今後ではどうしていくのかというのが一番やはり大切なことなので、分析の結果を、年齢もそうですし、他市からの転入者もちょっと今後

は把握、分析されるということですが、こうしたことに関して雇用の推進あるいはさまざまな対策を図っていくということでは、この分析結果をもとにそれぞれの施策をやっているかなければいけないというふうに考えますので、我々としてもその辺は委員会を通じてなり、我々としての考え方も言っていかなければいけないのかなというふうに思っておりますので、分析結果を開示していただきましてありがとうございます。

それから、再質疑の方ですが、まず1点だけ伺います。

水道事業の方ですが、業務委託されるということで、これはもちろん、費用対効果等々ご説明していただきましたが、若干気になることとして、守秘義務の関係でいうと、これだけの個人情報を持っているところでこういう業務委託がされるということは非常に気になることなわけですが、その守秘義務についての考え方、あるいは当局における取り組みというか、連携というか、そこだけ確認させていただきたいと思います。

以上で2回目の質疑を終わります。

〔答弁〕 山本上下水道部長

委託の発注に伴います個人情報等の守秘義務について再質疑をいただきました。

個人情報と水道料金の関係につきます内容については、当然のこととして委託を発注する際にそういう項目が入るものでございます。またさらには、市で持ち合わせていますいろんなデータと全く別個のものでシステムを運用するものですから、その辺のやりとりというのは必ず職員が介すという状況になりますので、その辺の流出はないものというふうに考えております。

以上でございます。